

総務常任委員会

平成21年11月17日（火曜日）

総 務 常 任 委 員 会

平成 2 1 年 1 1 月 1 7 日（火曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 1 号 平成 2 1 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項

議案第 3 号 旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 4 号 旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 5 号 旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6 号 旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1 3 号 財産の取得について

《付託陳情》

陳情第 6 号 非核三原則の法制化を求める陳情

出席委員（4名）

委員長 佐久間 茂 樹

副委員長 島 田 和 雄

委員 林 正一郎

委員 伊 藤 房 代

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

議長 向 後 和 夫

説明のため出席した者（26名）

副市長	増田雅男
秘書広報課長	米本壽一
財政課長	加瀬正彦
市民課長	増田富雄
消防長	菅谷衛一
その他担当職員	16名

総務課長	平野哲也
企画課長	堀江隆夫
税務課長	野口徳和
会計管理者	高山重幸
監査委員局長	林久男

事務局職員出席者

事務局長	加瀬寿一
主任主事	飯嶋健悟

事務局次長	石毛健一
-------	------

開会 午前10時 0分

○委員長（佐久間茂樹） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

委員の皆様には、次の議会選挙の告示まで3週間を切った中、大変気ぜわしいところだと思いますけれども、この総務常任委員会が今期最後の常任委員会になりますので、ご慎重審議のほどよろしくお願いしたいと思います。

ここで委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は4名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

なお、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 2分

（傍聴者入室）

再開 午前10時 2分

○委員長（佐久間茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、向後議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。

○議長（向後和夫） おはようございます。

雨の中、またお忙しい中を、委員の皆さん方には大変ご苦労さまでございます。

本日は、付託いたしました一般会計補正予算を含む6議案と陳情1件について審査をさせていただくことになっております。どうぞよろしくご審議のほどをお願いいたしまして、簡単ではございますけれどもごあいさつに代えさせていただきます。

よろしくどうぞお願いいたします。

○委員長（佐久間茂樹） ありがとうございます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員に出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、増田副市長よりごあいさつをお願いいたします。

副市長。

○副市長（増田雅男） おはようございます。

本日は、総務常任委員会の開催、大変ご苦労さまです。

本日、委員会に審査をお願いいたしますのは、議案第1号、平成21年度旭市一般会計補正予算の所管事項、議案第3号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部改正、議案第4号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正、議案第5号、旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正、議案第6号、旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正、議案第13号、財産の取得についての6議案でございます。執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しましては簡潔に答弁するよう努めてまいります。何とぞ全議案可決くださいますようよろしく審査をお願い申し上げまして、あいさつといたします。

どうもご苦労さまでございます。

○委員長（佐久間茂樹） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（佐久間茂樹） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る11月9日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成21年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第3号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号、旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号、旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。また、去る11月11日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案第13号、財産の取得についての6議案であります。

それでは、初めに議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 議案第1号、一般会計の補正予算（第2号）につきましては、本会議で補足説明を申し上げまして、その内容のとおりでございますので、財政課からは特にございません。

○委員長（佐久間茂樹） 総務課長。

○総務課長（平野哲也） それでは、議案第1号につきまして、総務課より人件費関係について補足説明をさせていただきます。

補正予算書のほうをご用意いただきたいと思います。補正予算書の29ページをお開きいただきたいと思います。

それでは、29ページ、一般職の給与費明細表でございます。今回の補正につきましては、職員の新陳代謝あるいは人事異動に伴う増減と人事院及び千葉県人事委員会勧告に基づきまず給与改定の影響額を含めた補正を行うものでございます。給与費等について、補正後と補正前を比較しますと、給料が2,323万6,000円の減、職員手当等が1億741万2,000円の減、共済費が6,154万7,000円の増、合計で6,910万1,000円の減となります。

共済費の増の主な理由につきましては、基礎年金拠出金の負担率の増によるもので、これは国庫負担分が3分の1から2分の1に引き上げられたことに伴いまして、公的負担率も引き上げが行われること。また、組合員数の減少と給料額の減少によりまして、これを補うために事業所の負担率が引き上げられたということでございます。

次は、30ページをお開きください。

給料及び職員手当等の増減額の明細でございます。給料の増減額はマイナス2,323万6,000円のうち、増減事由別内訳の給与改定に伴う増減分は163万8,000円の減となります。これは、人事院勧告に基づき給料表を平均で0.2%の引き下げの改定を行うことによるものでございます。その他の増減分は2,159万8,000円の減ということでございます。

この内容ですけれども、退職等のいわゆる新陳代謝によるもの及び配置替え、昇格等の人事異動により生じた実際の所要額と当初予算計上額との差額について補正を行うものでございます。育児休業あるいは休職の欠員による減額も含んでおります。

職員手当等の減額分1億741万2,000円のうち制度改正——これは人勧でございますけれども——に伴う増減分は9,775万6,000円の減となります。その内訳は、期末手当の減額が6,848万7,000円、勤勉手当の減額が2,931万9,000円で、期末手当の年額支給率を3.0月から2.75月に、それから勤勉手当の年間支給率を1.5月から1.4月に、期末・勤勉手当の合計では

年間4.5月から4.15月とするものでございます。また、その他の増減分は965万6,000円の減で、これは人事異動、育児休業、休職等による減額分でございます。

以上でございます。

○委員長（佐久間茂樹） 企画課長。

○企画課長（堀江隆夫） それでは、企画課所管の補正予算につきまして、若干補足説明をさせていただきます。

予算書の13ページのほうをお開きいただきたいと思います。

2款1項7目企画費でございます。12ページにありますように、説明欄にありますように、地域資源価値創造事業、ここに235万7,000円、さらに定住自立圏構想策定事業に120万円、この二つの補正をお願いするものでございます。

最初の地域資源価値創造事業の内容であります。今回市内の飲食店を紹介しました飲食店マップ、これの作成としまして、印刷製本費に190万7,000円、さらにデータ作成委託料としまして15万円の補正をお願いするものでございます。作成部数等につきましては、来年度の国体開催時のイベント等の配布等を考慮しまして10万部の作成を予定しております。

さらに備品購入費30万円、これにつきましては、来年2月に開催を予定しております向太陽杯（パークゴルフ大会）等の各種イベントに活用しますテント、屋根に旭市ゆかりのちばてつや先生の漫画キャラクターを印刷しましたテント、これを3張り購入したいということで補正をお願いするものでございます。

続きまして、定住自立圏形成の方針策定支援業務委託でございます。これにつきましては、9月の本委員会においてご説明をさせていただきました総務省所管での事業としまして、定住自立圏構想、これがあるわけでありますけれども、この中の民間投資の促進交付金、この申請等の関係上、急遽来年3月をめどに、人口が最大でありまして、昼の人口が夜の人口を上回ります合併前の旧旭市をベースに中心地宣言、これを行いまして、なるべく早い時期に旧3町を周辺地とした定住自立圏方針、これを策定したいというふうに考えております。今回この支援業務でございます。委託料としまして120万円の補正であります。主な内容としましては、中心地宣言及び方針策定に向けての国・県への協議資料の策定等につきまして支援業務を委託するものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（佐久間茂樹） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。

島田委員。

○委員（島田和雄） では、12ページの今の、企画課長に説明していただきましたけれども、定住自立圏構想策定事業についてお伺いしますけれども、この委託料ということで120万円予算化されているわけなんです、この自立圏構想の全体の予算、旭市に来るといったような予算なんですけれども、政権交代されてからのあれですかね、当初計画どおり予算が来るのかどうか。まずその辺からお伺いしたいと思います。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（堀江隆夫） 今回政権が交代して、この定住自立圏構想がどうなるかというご質問だと思います。一つは、実は大きくちょっと今困っているのが、民間投資への交付金、民間の、例えば医療機関等がいろんな施設を導入する際に、この構想の中で2分の1支援をしますというのが実はありました。今回これを市内の五つの事業者の方が導入したいということで手を挙げさせていただきまして、急遽この方針の作成も急げという国の指示がありまして、今回予算計上しているわけなんですけれども、この予算が当初550億円あったものが、実は450億円執行停止になったということで、残りは100億円になってしまったと、そういう実は政権交代の中で執行停止の問題があります。

今回の民間投資のこの事業につきましても、当初2分の1の補助であったものが、医療機関についても20%、5分の1の補助に低くされたとか、あるいは高齢者の賃貸バリアフリー化の住宅等について、当初は国はいいというわけであったんですけれども、すべて医療機関への支援に回すという、そんなことで、民間への投資の支援については相当きつくなっているというのは現実でございます。ただ、行政がこれからやります事業等につきましては、県のほうと確認しました中で、平成22年度の事業費等につきましても本年と同じように粛々と実は事業を推進の予定で今進めていますということで、大きな、全体としての行政に対しての支援という部分についてはまだ削減される、そういうことは聞いていないということで県とは確認をしております。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員。

○委員（島田和雄） そうすると、この120万円の予算というのは民間投資への交付金の事業についての委託事業と申しますか、委託の予算ということで、それ以外の予算が、市が行う事業については、市がいろんな事業の計画を考えていると、そういうことでいいでしょうか。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（堀江隆夫） 今のご質問でございますけれども、120万円につきましては民間への投資の交付金についてと、実はこのお金がそちらへ行くということではございません。ただ、国との説明の中で、千葉県では旭市と館山市が、ここが昼間の人口が夜の人口よりも多いという。そこで、ここの二つのところについては今回この事業が乗れるというのがあります。この乗れるという、ただ乗れるだけではなくて、やはり中心地で、ここで事業をやりますという宣言をしたところについて、実は国が民間へも支援をしますと。現在まで、旭市については昨年、急遽旭市ができるということだったもので、実は平成22年度からこれをやろうということで、補助金についても4,000万円、これが5年間、遅くなっても5年間支援するというのは変わらないということを確認しておりましたので、1年ずれても補助金上は何ら問題ないかと我々は理解しておりました。ただ、民間への交付の中で、国がやはり中心地宣言をしてある市町村に対して支援を優先するというのがありました。そんなことで急遽3月に中心地宣言をしたいということで、我々もちょっと民間への支援を優先しようと、そんなことで考えました。

今回の120万円につきましては、この中心地宣言をするに当たっての国・県へのいろんな手続きの関係、あるいは旧3町と旧旭市の、この連携を持った方針の作成、これ等につきまして支援を、民間等の力をかりながら一緒にやっていきたいと、そういう業務の内容であります。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員。

○委員（島田和雄） 定住自立圏構想というのは、そもそも中心の市があって、周りの市と協同でこの事業をやるというようなことが本来の姿だろうと思いますけれども、旭市の場合は1市の中でそれができるといようなことだろうと思いますけれども、本来であれば旭市と周辺の市の話し合いがされて、それでどういったようなことをしようかというようなことを話し合いをして、それで計画が練られていくと思うんですけれども、そういったような話し合いが大事じゃないかなと思いますけれども、そういった話し合いについては、委託をするということですか。市の中での話し合いはどのように考えているのか。その辺についてお伺いをします。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（堀江隆夫） 実は委員おっしゃいましたように、今回のこの事業につきましては

二通り考えられます。旧旭市が一つ母体となりまして、旧３町とそれらの、例えば銚子市あるいは東庄町、匝瑳市、そういう周辺市町村と連携を組みながら、一つこの旧旭市に人口を増やそうという、そういう施策を作るか。あるいは、合併の特例で、そうじゃなくて旧旭市と旧３町だけでもできますと。実は担当課としましては、この合併した新市、旭市の中でこの定住自立圏構想を考えようというところで現在進んでおります。

実際の話としましては、例えば本年になりまして銚子市から、この構想に基づいて銚子市と旭市で連携をしたいと。銚子市はご承知のように銚子市の市立病院ですか、その建て直しという部分で、そこをこの事業で何か活用できないかという、実はもういろいろあったわけですけども、いろいろ銚子市の議会の議決も必要だとかいろいろなのがあって、本旭市にとっては、新旭市での取り組み、これが一番的確なことができるんじゃないかということで、実は現在担当課としては考えている。これまたいろいろ議員さん方のこれからご議論いただいて、いや、周辺の市町村まで連携を求めたほうがいいのかどうか。これを一つはまた土俵を変えてご議論いただきたい。

今回につきましては、民間の力をかりまして、我々旭市に住んでいては何かこう分からないこと、よそから見るといろんな発想で、こういうことをやったらこの旭市が活性化するんじゃないかな、そういう力をかりたいというようなことで、その部分について要望をお願いするということで考えております。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員。

○委員（島田和雄） 具体的にはどういったような事業を考えているのか。その辺はまだ具体化していないんでしょうか。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（堀江隆夫） 具体的にはまだそこまで詰めていないんですけれども、市民の方にも入っていただいて、どういうふうな形がこれ好ましいかどうか。その際に、この旭市に住んでいる方だけでは見えない、例えばよそから見るとこんないいところもあるよ。ここを伸ばしたほうがより旭市、旧旭市に人口がいっぱい集まるよ、そういう施策をいろいろ検討の中で模索していきたい、そういうふう考えています。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員。

○委員（島田和雄） あれですね、定住自立圏構想というのは、３大都市圏に人口が集中して、それがちょっと弊害があるというようなことで、地方に人口を増やそうといったような

ことがそもそもの狙いだろうと思いますけれども、そういった中で、やはりこの事業を通じて、この旭市が住みやすい市になるということが、やはり人口が増える一つのポイントだろうと思います。市長もそういったふうに、人口を増やしたいといったような、選挙のときも、市長選のときも訴えておりました。人口が増えるような、住みやすい旭市になるような施策というものを念頭に置いて、この定住自立圏構想の事業を実施していただければなど、そういうふうに思っております。よろしくお願いします。

○委員長（佐久間茂樹） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（佐久間茂樹） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第3号について、総務課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
総務課長。

○総務課長（平野哲也） それでは、議案第3号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

この条例につきましては、本会議でも説明させていただいてございますけれども、県人事委員会による一般職の職員の給与に関する条例改正に合わせまして、期末手当の年間の支給率を4.45月から0.3月分引き下げまして4.15月分とするものでございます。

お手元に配布してございます議案第3号資料、総務課というのがございます。A4の1枚の紙でございますけれども、これをご覧いただきたいと思います。四角い升の表が三つ書いてございますけれども、これをご覧いただきたいと思います。

まず、千葉県人事委員会勧告の概要でございますけれども、主な内容についてご説明を申し上げたいと思います。

一番上になりますけれども、本年の勧告については5月と10月の2回の勧告がございまして、一番上の段の5月の分、これが臨時勧告ということになります。この臨時勧告におきましては、平成21年6月に支給します期末・勤勉手当等の支給月数を一般職で2.15月から暫定的に0.2月凍結し、1.95月に引き下げるというものでございまして、5月の臨時議会において議員、特別職、教育長についても改正後の支給月数を一般職と同月数に改正させていただいたところでございます。

次の、2番目の四角いマークがありますけれども、10月の給与勧告につきましては、月例給、期末・勤勉手当、年間給与の調整、時間外勤務手当の四つの項目について勧告されましたが、ここでは、期末手当にかかわる2行目の網かけの部分についてご説明を申し上げます。

勧告では、期末・勤勉手当の年間支給月数を現行の4.5月から4.15月として、0.35月を引き下げるというものでございます。また、12月期の期末・勤勉手当の支給月数を年間での引き下げ月数0.35月から、6月期において凍結した0.2月を差し引きまして0.15月の引き下げとするものでございます。

それから、一番下の3番目の欄でございますけれども、期末・勤勉手当の支給月数の表をご覧くださいと思います。議員、特別職、教育長の12月期の網かけ部分でございますけれども、現行2.325月、勧告後は2.2月、差し引きで増減はマイナス0.125月でございます。

下の表の一般職の職員の網かけの部分、12月期の期末・勤勉手当の合計欄（B）ですが、これは、現行は2.35月でしたが勧告後は2.2月で、差し引き増減がマイナス0.15月となります。

したがって、6月期の改正時でも同様であったように、議会議員、特別職、教育長と一般職の職員の現行の支給月数がかつて異なっておりましたが、改正後は勧告後の合計欄にありますように、支給月数は同月数の2.2月となるものでございます。

以上で説明は終わります。

○委員長（佐久間茂樹） 総務課の説明は終わりました。

議案第3号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐久間茂樹） 特にないようですので、議案第3号の質疑を終わります。

続いて、議案第4号について、総務課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
総務課長。

○総務課長（平野哲也） 議案第4号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、今申し上げました議案第3号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例と全く同様の改正でございまして、ここで追加して補足説明する事項はございませんので、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（佐久間茂樹） 総務課の説明は終わりました。

議案第4号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐久間茂樹） 特にないようですので、議案第4号の質疑を終わります。

続いて、議案第5号について、総務課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
総務課長。

○総務課長（平野哲也） 議案第5号、旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましても、先ほど申し上げましたように、議案第3号の旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例と全く同様の改正でございますので、特に追加して申し上げることはございませんので、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（佐久間茂樹） 総務課の説明は終わりました。

議案第5号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（佐久間茂樹） 特にないようですので、議案第5号の質疑を終わります。

続いて、議案第6号について、総務課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
総務課長。

○総務課長（平野哲也） それでは、議案第6号、旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の内容につきましてご説明を申し上げます。

議案第3号で補足説明をさせていただきました人勧の趣旨に基づきまして、期末・勤勉手当の支給月数の引き下げが主なものでございますけれども、そのほかに給料表の改定がございます。一般職の職員については、期末・勤勉手当の引き下げとともに、月例給についても引き下げる改定を行うものでございまして、その内容について補足説明をさせていただきます。

やはりお手元のほうに配布させていただきました議案第6号資料、総務課ということで、細かい数字の入った縦の給料表があると思いますので、そちらをご覧くださいと思います。

本給料表は、改定後の新しい給料表でございまして、網かけ部分についてはおおむね30歳以下の若手職員のはりつきが基本となるものでございまして、ここの網かけの部分に属している職員については減額改定を行わない。要するに給料の低いところは減額改定を行わないというところでございます。網かけ以外のところにつきましては、すべて減額の改定がされることとなりますが、一例を挙げて申し上げます。1級と7級を例に挙げ、ご説明をしたいと思います。

まず2ページをお開きいただきたいと思います。2ページの一番左側の1級職の列でございまして、56号給、ここまで網かけがかかっておりまして、ここの改定はしないというところでございます。

次の57号給でございまして、給料月額21万5,400円となっております。改定前の数

字は21万5,600円ということで、ここでは200円の引き下げとなっております。

それから、3ページ目をお開きいただきたいと思います。3ページ目の1級職の列をご覧くださいと思います。

1級職の最高号給は93号給でございますけれども、給料月額が24万3,700円となっております。これが改定前の給料表では24万4,100円ということで、ここでは400円の引き下げとなっております。給料が高くなっていくと下げ幅も大きいということでございます。

もう一度、給料表の1ページのほうに戻っていただきたいと思います。

一番右側の、今度は7級職、これは課長職がはりついているところでございますけれども、一番右側の7級職について、7級の最上段、1号給につきましては、給料月額が36万6,200円となっておりますが、改定前は36万7,200円ということで、ここでは1,000円の引き下げとなっております。

次に、2ページのほうをお開きいただきたいと思います。2ページの一番右側、7級職の列をご覧くださいと思います。

7級の最高号給であります61号給、これにつきましては45万9,100円ということになっております。改定前は、ここが46万300円ということでございましたので、ここで1,200円の引き下げということになっております。

以上、説明申し上げましたとおり、引き下げ改定額については、一番低いところで200円、一番上で1,200円の改定幅となっております。引き下げの月額1人当たりの平均額、平均でございますけれども、これは560円、年額では約6,800円という引き下げでございます。

以上でございます。

○委員長（佐久間茂樹） 総務課の説明は終わりました。

議案第6号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（佐久間茂樹） 特にないようですので、議案第6号の質疑を終わります。

続いて、議案第13号について、消防より補足して説明がありましたらお願いいたします。

消防長。

○消防長（菅谷衛一） 議案第13号の財産の取得につきましては、特に補足説明ございません。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） 消防の説明は終わりました。

議案第13号について、質疑がありましたらお願いいたします。

島田委員。

○委員（島田和雄） それでは、ちょっとお伺いしたいんですけども、高規格の救急自動車、旭市の消防署に5台全部そろったということだろうと思いますけれども、この耐用年数と、次はいつごろ更新する計画かというのをちょっとお伺いしておきたいと思いますが、よろしくお願いします。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（菅谷衛一） 高規格救急車ですが、現在通常の活動をしておりますのが4台でございます。耐用年数としましては、大体12・13年をめぐりにしております。

それから、次の更新ですけども、今稼働している一番新しいのが平成19年2月配備ですので、この後、大体平成26年度を予定しております。

以上です。

失礼しました。

ただいまの海上の救急車で、平成15年度の整備の車でございます、平成26年度を予定しております。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（佐久間茂樹） 特にないので、議案第13号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（佐久間茂樹） これより討論を省略して、議案の採決を行います。

議案第1号、平成21年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（佐久間茂樹） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（佐久間茂樹） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

総務課長。

○総務課長（平野哲也） 資料はございませんけれども、私のほうから2点ほどご報告をさせていただきます。

まず、1点目でございますけれども、これは、政務報告のほうでも申し上げましたけれども、平成22年1月から窓口サービスの拡充ということで、毎月第2・第4日曜日に本庁の市民課で一部窓口業務の休日窓口を開設するということで、今予定をいたしております。これは、目的としましては、市民の皆さんが利用する機会の多い市民課の窓口を休日に開設しまして、市民サービスの向上を図るというものでございます。開設時期は、先ほど申し上げましたように平成22年1月からと。開設日は、第2・第4日曜日の8時半から5時まで。

主な業務内容でございますけれども、市民課の窓口ということでございまして、戸籍関係です。戸籍の謄抄本、それから除籍の謄抄本の写しですね。それから改製原戸籍謄本及び抄本、そういったもの。それから住民票関係、住民票の写しの交付、軽自動車専用の住所証明、住民票のコード通知、そういったものです。それから、印鑑証明、印鑑登録証明書の発行、それから印鑑登録と印鑑登録の廃止、この辺までやりたいということで今準備を進めております。ですから証明関係が主でございまして、移動については、死亡届、出生届は、これは従来日直もやっていたのでこれはやりますけれども、転出入のそういった移動手続きは業務上2名の職員でやるということで、対応できませんので、証明書の発行が主ということでご理解をいただきたいと思います。

もう1点、2点目でございます。

やはりこれも22年1月から、1月4日からになりますけれども、市役所の閉庁時間が繰り上がるということでご理解をいただきたいと思います。これは、今閉庁時間は5時半でございますけれども、これが5時15分ということになります。これは先般の9月議会で、これもやはり人事院勧告、これは20年度の人事院勧告で、勤務時間が7時間45分ということで勧告がございまして、他の地ではもう4月からやっているところが多かったわけですが、

私どもとしてはどうしようかということで考えていたわけですがけれども、他市がやっている状況ということで、9月の議会で条例の議決をいただきましたので、1月4日からは閉庁時間を5時15分とさせていただくことになりました。

なお、いろんな多目的の施設、総合体育館ですとかそういった施設の利用時間の形態は変わりませんので、ご了解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（佐久間茂樹） 企画課長。

○企画課長（堀江隆夫） それでは、企画課のほうから1点、資料はございませんけれども、説明をさせていただきます。

市長が直接市民の方々に住みよい旭市を作るためのいろんな意見をいただく、そんなことで10月23日から11月9日、この間、6か所で地区懇談会を開催させていただきました。本年からは、実は区長会あるいはPTA等の方々から推薦いただきました2名の方に、懇談会に入る前に意見発表等をしていただきまして、市民から多くの意見をいただくようなきっかけづくりをやったわけでございます。参加人数は6会場で598名ということで、おおむね1会場100名近い方にご出席をいただいております。当日いただきました質問、あるいは意見等につきましては、件数的には90件いただいております。対応すべきもの、あるいは早急にできるもの等につきましては直ちに对应してまいりたい、そういうふうに考えてございます。

地区懇談会の開催につきましての報告ということで、よろしくお願いいたします。

○委員長（佐久間茂樹） それでは、所管事項の報告でございますが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（佐久間茂樹） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

陳情の審査

○委員長（佐久間茂樹） 次に、陳情の審査を行います。

総務課以外は退席をしてください。

しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時46分

○委員長（佐久間茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る11月9日の本会議におきまして、本委員会に付託されました陳情は、陳情第6号、非核三原則の法制化を求める陳情の1件であります。

それでは、陳情第6号について審査に入ります。

初めに、総務課より参考意見がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（平野哲也） それでは、非核三原則の法制化を求める陳情についての参考意見ということで申し上げさせていただきます。

非核三原則の法制化を求める陳情についてのご意見とのことでございますけれども、旭市の議会が例年より1か月早いということもございまして、本案件について県内他市の状況がちょっとつかめていないという状況でございますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」としたこの非核三原則につきましては、昭和46年に当時の佐藤内閣におきまして、この決議は衆議院において議決されております。この議決については、歴代の内閣においてもこれが引き継がれて、現在に至っているようでございます。ただ、この法制化についてどうあるべきかというところは、私どもでは何とも難しい面がありまして、申し上げられないような状況でございます。

なお、参考になるかどうか分かりませんが、本市では平成17年11月1日に非核平和都市宣言というものを実施しておりまして、県内でも本市を含めまして53の市町村で同様の宣言がなされているというような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（佐久間茂樹） ありがとうございます。

それでは、審査をお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（佐久間茂樹） 陳情の審査は途中でありますが、しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前 11 時 6 分

○委員長（佐久間茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、陳情の審査を行います。

（発言する人なし）

○委員長（佐久間茂樹） 特にないようですので、陳情第 6 号の審査を終わります。

ここで執行部は退席してください。大変ご苦勞さまでございました。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前 11 時 6 分

再開 午前 11 時 6 分

○委員長（佐久間茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情の採決

○委員長（佐久間茂樹） 次に、討論を省略して採決をいたします。

陳情第 6 号、非核三原則の法制化を求める陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、本陳情は採択と決しました。

以上で本委員会に付託されました陳情の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（佐久間茂樹） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせ

ていただきます。

意見書案の説明

○委員長（佐久間茂樹）　続きまして、ただいま採択と決しました陳情が本会議で採択された場合、意見書提出に伴う発議案を提案することになりますので、事前に準備をいたしたいと思います。

事務局、意見書案を配布してください。

（意見書案配布）

○委員長（佐久間茂樹）　それでは、陳情第6号の意見書案についてご協議をお願いしたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長。

○事務局長（加瀬寿一）　それでは、陳情第6号の意見書案についてご説明いたします。すみませんが、座ったままで説明させていただきます。

お手元に今配布いたしました非核三原則の早期法制化を求める意見書案をご覧くださいと思います。

意見書案を朗読して、説明に代えさせていただきます。

非核三原則の早期法制化を求める意見書（案）

広島・長崎の原爆被爆から64年が経ちました。

「ふたたび被爆者をつくるな」という原爆被害者の悲痛の願いをはじめとして、わが国の「非核三原則」を国是とする核兵器反対の政策は、世界中の国々、国民を動かして、いくどとなく訪れた核兵器使用の危機を防いできました。今、核兵器廃絶をめざす潮流は、さらにその流れを強めています。

核兵器を使用した唯一の国であるアメリカのオバマ大統領が、「核兵器のない世界」を追求していくことを明言しました。

今こそ日本は、核戦争唯一の被害国として、核兵器廃絶に向けた主導的役割を果たすべきときです。

そのためにも「非核三原則」を国是としてかかげるだけでなく、その法制化を早期にはか

ることによって、国際的な世論のリーダー役としての明確な意見を示すことができると信じます。

よって、国会及び政府におかれましては、被爆国日本として世界の諸国、諸国民からかけられている期待の大きさを踏まえて、「非核三原則」の法制化の決断を早期に決断されることを要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

旭市議会。

あて先は、内閣総理大臣、参議院議長、衆議院議長あてでございます。

以上です。よろしくお願いします。

○委員長（佐久間茂樹） 事務局の説明は終わりました。

それではご協議をお願いいたします。

ご意見がございましたらお願いいたします。

議長。

○議長（向後和夫） 先ほど来、その、決断、決断というこの2文字が、お話がありましたけれども、こう前後を読んできると、この「決断」が重なってもそんなに違和感は感じないんじゃないかと私は思いますけれども。

○委員長（佐久間茂樹） ほかにご意見はございますか。

（発言する人なし）

○委員長（佐久間茂樹） 特にないようでございますので、陳情第6号、非核三原則の早期法制化を求める意見書は、原案のとおりとすることよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（佐久間茂樹） ご異議ないようでございますので、本意見書は原案のとおり準備を進めたいと思います。

なお、意見書の提出に伴う発議案の提出者につきましては、委員長名で議長に提出いたしたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○委員長（佐久間茂樹） それでは、以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時14分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 佐久間 茂 樹